

I 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の見える化について

介護職員の確保・定着に繋げるため、従来の福祉・介護職員処遇改善加算に加え、経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目的とした、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を算定しております。この「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を算定するためには、以下の要件を満たす取組を行うことが必要です。

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢのうちいずれか算定していること。
- ② 職場環境等要件に関し、6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組をおこなうこと。
- ③ ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

次に、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」は以下のとおり分類し、配分する。

【分類】

A グループ：経験・技能を有する障害福祉人材で10年以上の経験を有する福祉・介護職員

B グループ：Aグループの経験・技能を有する障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員

C グループ：A, Bグループに該当しない職員で年収が440万円未満の職員

【配分条件】

- 1 Aグループのうち1名は年収が440万円以上であること。
- 2 Aグループの平均賃金改善見込額が、Bグループの2倍以上であること。
- 3 Bグループの平均賃金改善見込額が、Cグループの2倍以上であること。
- 4 Cグループの賃金改善見込額が年額440万円を上回らないこと。

当センター取組（職場環境等要件）

- ・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】
- ・ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポートな等をする担当者）制度等の導入【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】
- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備【両立支援・多様な働き方の推進】
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善【やりがい働きがいの構成】
- ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施【やりがい働きがいの構成】

Ⅱ 「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の見える化について

令和4年度障害福祉サービス等報酬改定が行われ、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等加算」という。)」が新たに創設されました。ベースアップ等加算は、福祉・介護職員の賃金水準改善を目的とし、収入を引き上げるための措置として創設されました。

当センターでは、令和4年10月1日より正規職員及び有期契約職員（パート契約を除く）に対して、一律月額 3,800 円のベースアップ手当を支給しています。